

宮城県図書館資料収取方針

第1 目的

宮城県図書館（以下「当館」という。）は、全ての県民が目的に応じた知識や情報を入手して、生活の向上、地域社会の発展に貢献し、広く文化的な営みを持つための情報提供の拠点として存在する。また、当館に所蔵される叢書の集積を全国に発信し、未来へ伝える責務を担う。

このような当館の使命に鑑み、公平かつ長期的な視点に立って、公共図書館として備えるべき適切な蔵書構成の実現を図るため、本収集方針を定めるものとする。

第2 資料収集にあたっての基本的な考え方

資料収集にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に役立つ図書館として、広く県民の学習に供する資料の収集に努める。
- (2) 情報の拠点としての図書館として、県民の多様な調査・研究に役立つ資料の収集に努める。
- (3) 次世代の育成に役立つ図書館として、宮城資料及び児童資料の収集に努める。
- (4) 県民の「知る自由」に応えることができる資料の収集に努める。
- (5) 時間の経過にあっても輝きを失わない資料の収集に努める。
- (6) 市町村図書館等からのニーズに応えることができ、本館の目的に適う資料の収集に努める。

第3 収集資料ごとの注意点

収集する資料ごとの注意点は、次のとおりとする。

なお、各資料の選定に関わる事項は、別に定める宮城県図書館資料選定基準（以下「資料選定基準」という。）による。

- (1) 一般図書
 - イ 県民の知的関心に応え得る蔵書構成を図るため、新刊図書は幅広く収集する。
 - ロ 通俗書、娯楽書については、厳選する。
- (2) 参考図書
 - イ 学術的、教育的及び社会的に有用なものを幅広く収集する。
- (3) 児童資料
 - イ 子どもたちの豊かな心と創造性を育む資料について、幅広く収集する。
 - ロ 児童資料として保存すべき資料については、網羅的な収集を図る。
 - ハ 児童資料に関わる研究資料についても、収集対象とする。
- (4) 外国語資料
 - イ 外国の歴史、文化芸術、社会経済及び自然科学等に関する基本的資料並びに日本に関する資料を中心に収集する。
 - ロ 英語、中国語及びハングルで書かれた資料を中心とし、その他の言語については、必要に応じて収集する。
- (5) 逐次刊行物
 - イ 新聞については、全国紙のほか、東北及び北海道における地方紙も対象として収集する。
 - ロ 専門紙及び機関紙については、精選する。
 - ハ 雑誌については、各分野の主要なものを中心に収集する。
 - ニ 年鑑及び年報類については、調査研究に有用なものを収集する。
 - ホ 市販されていない学術誌、専門紙及び研究紀要等についても注意し、必要に応じて収集する。
- (6) 視聴覚資料
 - イ 録音資料、楽譜及び映像資料の視聴覚資料は、県民の教養・文化の向上に役立つ資

料を精選して収集する。

ロ 本県に関わる資料及び県内で制作された資料については、積極的に収集する。

(7) 調査用電子資料

イ 内容、検索の多様性及び操作性等を考慮して収集する。

(8) 障がい者サービス資料

イ バリヤフリー図書館を実現するために、録音資料、点字新聞・雑誌、さわる絵本及び字幕・手話付き映像資料を積極的に収集する。

(9) 宮城資料

イ 本県及び旧仙台領等関係地域に関する資料、本県にゆかりのある人の著作物及び県内で発行された著作物や行政資料等を網羅的に収集する。

(10) 古典籍

イ 仙台藩関係のものを中心に内容的にも優れた和漢の古典籍を収集し、古典籍の充実に努める。

(11) 東日本大震災文庫資料

イ 平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関連し記録された資料を媒体に関係なく収集する。

第4 資料収集の方法

(1) 購入、寄贈及び管理換え等により収集する。

(2) 特に蔵書構成上必要であって、市販されていない資料及び一般の流通ルートによらない資料については、寄贈等により積極的かつ的確な収集を図る。

第5 資料選定の組織

(1) 資料の選定については、宮城県図書館資料選定会議（以下「資料選定会議」という。）が、本収集方針及び別に定める資料選定基準に基づき行う。

(2) 資料選定会議の運営に関する事項は、別に定める

附 則

この収集方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この収集方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この収集方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この収集方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この収集方針は、令和2年1月1日から施行する。